

# 保健だより 臨時号

令和5年5月12日 銚田市立旭中学校 保健室

5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法2類から5類に移行されました。5類に移行しても、感染が収まるわけではなく、高齢者の方や病気で免疫が低下している人にとっては依然として怖いウイルスには変わりません。基本的な感染症対策として、手洗い、換気、規則正しい生活で免疫力を高めるなどの対策を、継続していきましょう。



## そもそも感染症法とは?

正式名称は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」といいます。感染症法は、第1条で「感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること」を目的と定めています。



## 感染症法の類型とは?

感染症を予防し、流行を抑えるために、ウイルスや細菌といった病原体を、感染の広がりやすさや症状の重症度など危険度に応じて5段階に分類したものです。1~5類まであり、1類にはもっとも危険度が高いとされている病原体が指定されています。類型に応じて、法律で可能な措置が変わります。

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9) 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	集団食中毒など、主に食べ物や飲み水を介して集団発生し多くの感染者を発生させる可能性のある感染症
4類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
5類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症 麻疹(はしか)や風疹 等	国が感染症発生動向調査を行い、流行状況情報を公開し、発生・まん延を防止すべき感染症

厚生労働省 厚生科学審議会感染症部会の資料  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001041576.pdf>) から抜粋

引き続き、以下の対策は有効です

手洗い



咳やくしゃみができるときは  
咳エチケット



換気



## 出席停止期間について

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過した後	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後4日目に症状が軽快した場合(最低基準)	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状軽快	症状軽快後1日	登校可能	
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
発症後5日目に症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状軽快	症状軽快後1日	登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

※無症状の出席停止期間については、検体を採取した日から5日を経過するまで。

無症状者	検体採取日	療養期間 5日間経過					登校可能
	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

## 留意事項

- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳、のどの痛み等)が改善傾向にあることです。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から数えます。
- 濃厚接触者としての特定は行わないことから、同居の家族が新型コロナウイルスに感染しても、出席停止の対象としません。

感染が確認されていない場合、出席停止の対象になりませんが、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することが大切です。

